随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（ICTイノベーション推進室分）（令和5年11月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	庁外アクセス用VDI利用に係るファイアウォール等設置及び設定変更業務	富士通Japan株式会社関西公共第二ビジネス部	4,247,100	R5.11.14	本業務は、住民情報系端末から庁内LAN環境に接続ができるようにするために、住民情報系ネットワークから庁外アクセス用VDIへのネットワークを庁内ネットワーク内に新規に確立し、当該ネットワーク上にファイアウォールを設置し、新設のファイアウォールと既設の庁内ネットワーク機器に必要な設定を行うものである。 当該業務を適切に履行するためには、既設の庁内ネットワーク機器の設定変更を行う必要がある。当該機器は賃貸借契約により導入・保守されており、機器に関する所有権を有し、かつ詳細な知識及び保守に係る技術を有する者以外では適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に庁内ネットワーク及び庁内ネットワーク機器に係る詳細な知識を有しない者が本業務を履行すると、設定誤りにより接続させてはいけない端末からの接続を許可して深刻な個人情報の流出につながるおそれがあるほか、庁内ネットワークそのものを損なう恐れがあり、庁内LANや共通基盤の本来のサービスが供給できなくなり、職員の業務に多大な影響を及ぼす可能性がある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できるものは、当該庁内ネットワーク機器の賃貸借契約を締結した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該庁内ネットワーク及び庁内ネットワーク機器に係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。）	1者随契	
2									
3									
4									
5									

6									